

計量証明事業（質量）の手引き

令和3年1月

香川県計量検定所

第1章 計量制度の概要

1	計量法の目的と制度体系	1
2	計量器の規制	2
3	主な特定計量器の検定・検査の流れ	3
4	一般計量証明事業（質量）で使用する単位	4

第2章 計量証明事業の概要

1	計量証明の事業とは	5
2	事業の登録制と事業の区分	6
3	登録の申請	7
	「登録の申請をする時に必要な提出書類等」	7
	「登録に関する流れ」	8
4	登録の基準	9
	「主任計量者になるには」	11
5	登録証の交付及び再交付	12
6	事業登録の取消又は事業の停止	12
7	登録簿の謄本の交付又は閲覧	12
8	計量証明書の交付	13
9	登録事業者の義務	14
(1)	事業規程の作成及び届出	14
(2)	検査を受ける義務	15
(3)	登録申請書記載事項の変更の届出	17
(4)	事業規程の変更の届出	17
(5)	一般計量士又は一般主任計量者の設置義務	17
(6)	事業の承継の届出	18
(7)	事業廃止届出	18
(8)	登録証返納	18
(9)	報告書の提出	18
10	申請書記載事項の変更及び事業の承継に必要な提出書類	19
	「質量の計量証明事業規程（例）」	20
	「計量証明書（例）」	25

第3章 質量計（はかり）の基礎知識

1	質量計（はかり）の種類	26
2	質量計（はかり）の用語	27
3	質量計（はかり）の使用上の注意事項	28
4	質量計（はかり）の保守・点検	29
5	質量計（はかり）の計量証明検査の要点	30
6	分銅及びおもり	31
7	使用公差	31

新旧はかりの検定公差一覧表	32
---------------	----

計量証明事業様式一覧

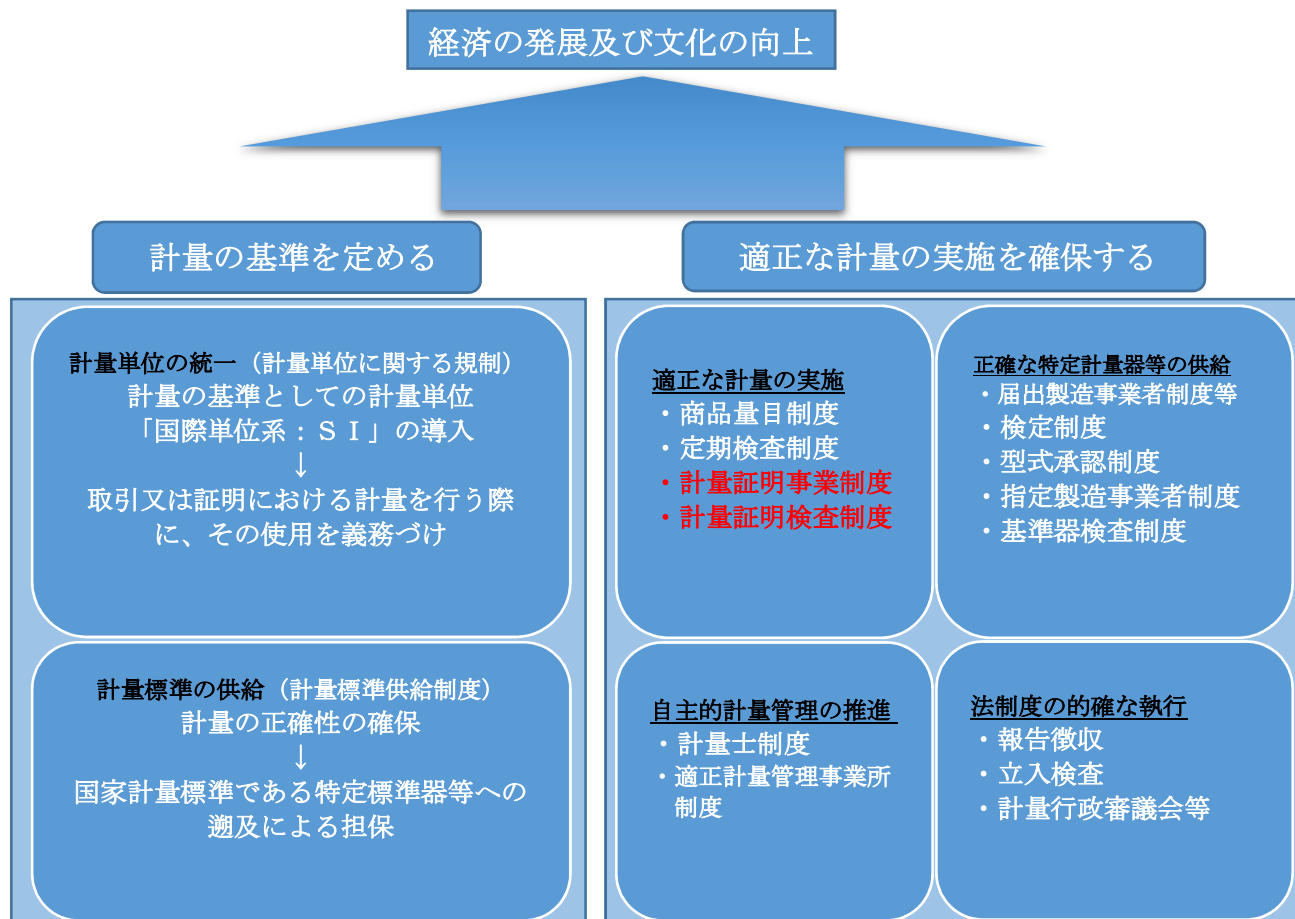
- ・ 計量証明事業登録申請書
- ・ 登録申請書記載事項変更届
- ・ 事業規程届出書
- ・ 事業規程変更届出書
- ・ 事業譲渡証明書
- ・ 事業承継同意証明書
- ・ 相続証明書
- ・ 事業承継証明書
- ・ 事業廃止届
- ・ 登録証再交付申請書
- ・ 計量証明事業登録証紛失届
- ・ 登録簿謄本交付（閲覧）請求書
- ・ 計量証明事業者報告書
- ・ 案内図・平面図（参考用）

様式及び記入例は香川県のホームページからダウンロードできます。

「県内・総合情報を見る」→「しごと・産業」→「計 量」→「計量法関係様式」→「計量証明事業」

第1章 計量制度の概要

1 計量法の目的と制度体系^{※1} 「計量制度の最近の動向と概要（令和元年5月）」（経済産業省計量行政室）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/keiryoudoukou201906.pdf



計量法 第1条

この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

計量法 第2条第2項

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

特定計量器とは～適正計量の実施を確保するための計量器の規制～

特定計量器は、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差（測定器が示す値から示すべき真の値を引いた値）に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいいます。

特定計量器は、原則として「検定」に合格しないと取引・証明に使うことはできません。

「計量器」とは


長さ、質量、時間など、計量をするための器具、機械又は装置をいう。


特定計量器

タクシメーター、質量計（非自動はかり、自動はかり、分銅等）、温度計（ガラス製温度計、抵抗体温計等）、体積計（水道メーター、燃料油メーター等）、アネロイド型圧力計、積算熱量計、電力量計、照度計、騒音計、振動レベル計など18品目。

使用規則

取引・証明に特定計量器を用いるときは、原則として検定に合格したことを示す検定証印又は基準適合証印が付されたものを用いなければなりません。

 「検定証印」：検定に合格したもの

 「基準適合証印」：指定製造事業者が製造し、基準適合検査に合格したもの

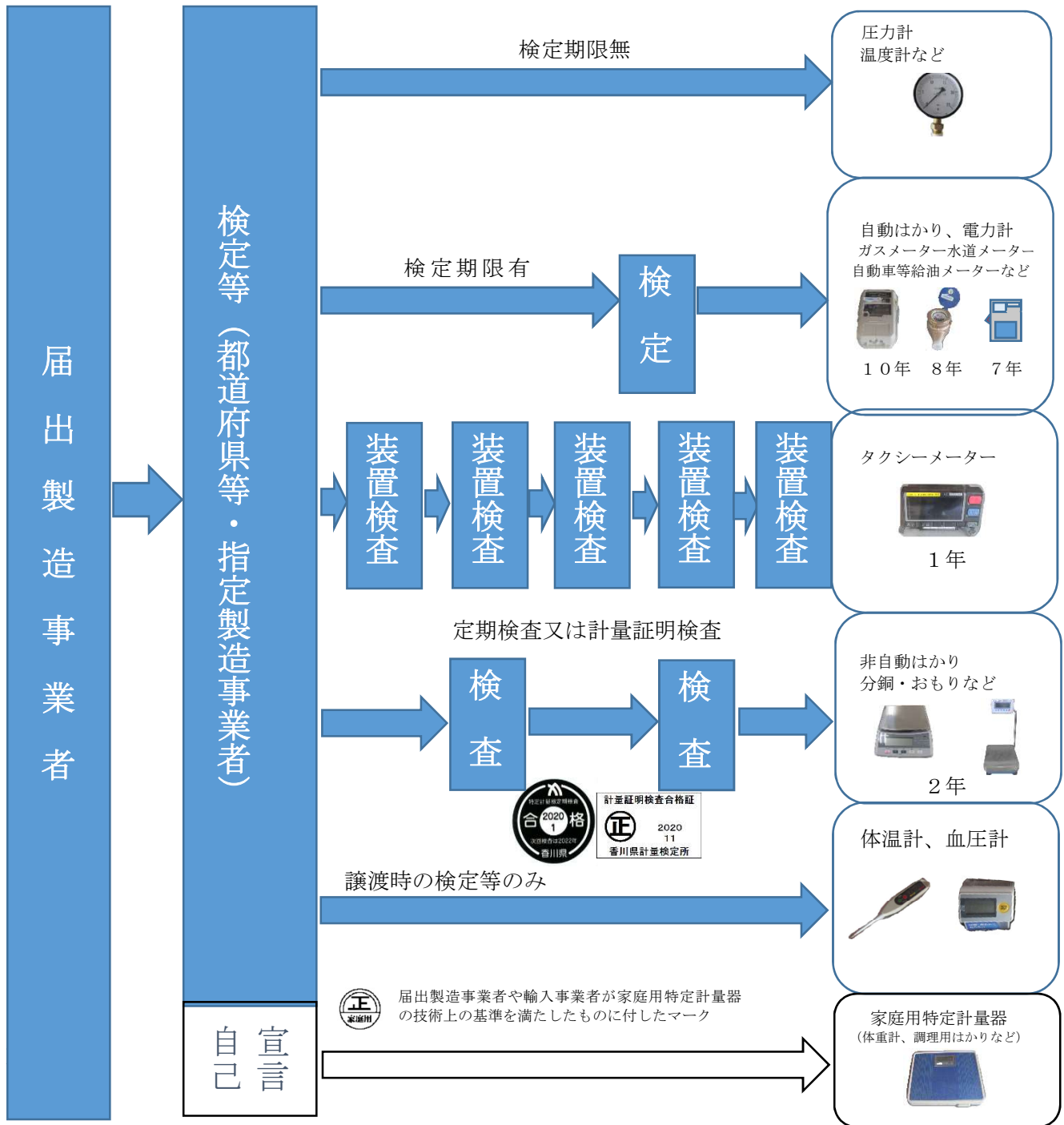
罰則

違反した場合は、罰則として6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

譲渡等の制限

特定計量器のうち、体温計及び血圧計は、取引・証明に関係なく、国内に販売等するものはすべて検定に合格したものとすることを義務付けられており、検定証印等が付したものでなければ譲渡等はできません。

3 主な特定計量器の検定・検査の流れ^{※1} 「計量制度の最近の動向と概要（令和元年5月）」（経済産業省計量行政室）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/keiryoudoukou201906.pdf



4 一般計量証明事業（質量）で使用する単位

SI 単位に係る計量単位

物質の状態量	計量単位	単位記号
質量	キログラム	kg
	グラム	g
	トン	t

キログラム (kg) とは？

キログラム (kg) は SI 基本単位で、従来は人工物である国際キログラム原器を定義としていたましたが、現在は普遍的な物理定数へ変更となりました。

kg の k、mg の m とは？ (接頭語)

記号	読み	10の何乗	意味
k	キロ	10^3 (10の3乗)	1000
m	ミリ	10^{-3} (10の3乗分の1)	$1/1000$ (0.001)

1 tは何 kg？ 1 kgは何 g？ 1 gは何 mg？

1 tは何 kg？

「1 tは1000 kg」

1 kgは何 g？

「1 kgは1000 g」

1 gは何 mg？

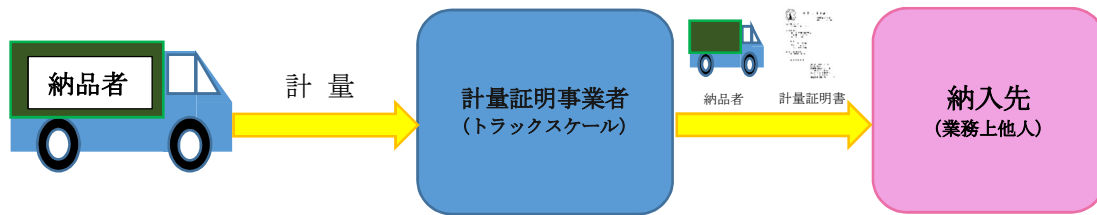
「1 gは1000 mg」

第2章 計量証明事業の概要

1 計量証明の事業とは^{※2} 「計量法関係法令の解釈運用等（平成30年4月）」（経済産業省計量行政室） (<https://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti/aa26.pdf>)

計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することを言います。

例 質量の一般計量証明事業のイメージ



納品者の積み荷(運送、寄託又は売買を目的とした貨物)を計量証明事業者の特定計量器(トラックスケール)で計量し、その結果が真実である旨を公に又は納入先(業務上他人)に表明するために計量結果を記載した計量証明書を交付する事業は「計量証明」にあたり、計量法に基づく登録の必要があります。

ただし、特定計量器を「取引」における計量のみで使用し、計量証明や計量証明書の発行を行わない場合には、計量証明事業の登録は必要ありません。

計量証明書とは、計量証明に係る証明書であり、社内計量などで発行する一般的な計量伝票とは異なります。

「公に」とは

公的機関自らが行い、又は公的機関に対することを意味します。

「業務上他人」とは

他人(計量証明を行う者以外の者)から証明行為についての依頼を受け、当該証明行為を業として行うことを意味します。

「業(計量証明事業)として」とは

有償、無償を問わずにこの計量証明を反復、継続することを意味します。

罰則：計量証明事業の登録を受けずに計量証明事業を行った場合には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科されます。

2 事業の登録制と事業の区分（法107条）

計量証明の事業であって、次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

ただし、国若しくは地方公共団体又は政令で定められた独立行政法人（産業技術総合研究所など）が行う計量証明の事業及び政令で定める業務に係わる登録、指定その他の処分を受けた者が行う計量証明事業を除きます。

（1） 貨物の長さや質量などの計量証明事業（以下「一般計量証明事業」という）

運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業をいいます。（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）

（2） 大気などの中の物質の濃度や騒音などの計量証明事業（以下「環境計量証明事業」という）

水・大気・土壌中の物質の濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量証明を行う事業をいいます。

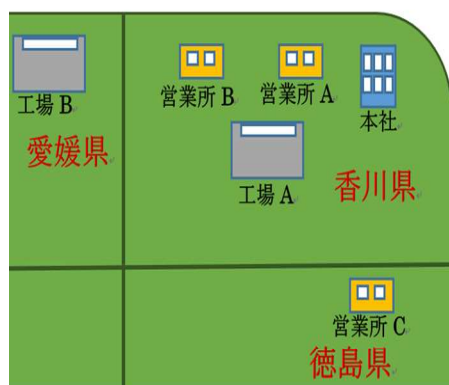
（3） 特定濃度の計量証明事業（以下「特定計量証明事業」という）

濃度の計量証明のうち、ダイオキシン類に関しては、特に「特定濃度」と呼ばれ、その事業は特定計量証明事業といえます。計量法では経済産業大臣から委任を受けた認定機関等の認定を受けたうえで都道府県に登録をする必要があります。

「寄託」とは

ある物を保管することを相手に委託して、相手がこれを承諾することによって成立する契約。

例 登録が必要な事業所



事業所	所在地	計量証明事業 (法第107条)	登録要否
本社	香川県	行わない	登録不要
営業所 A	香川県	行わない	登録不要
営業所 B	香川県	反復、継続して行う	要登録
営業所 C	徳島県	反復、継続して行う	要登録 (徳島県)
工場 A	香川県	行わない	登録不要
工場 B	愛媛県	反復、継続して行う	要登録 (愛媛県)

計量証明事業については事業所の所在地を管轄する都道府県ごとに登録が必要です。

事業の区分

一般計量証明の事業の区分は次のとおりである。

一 般 計 量 証 明

- ①長さに係る計量証明の事業
- ②質量に係る計量証明の事業
- ③面積に係る計量証明の事業
- ④体積に係る計量証明の事業
- ⑤熱量に係る計量証明の事業

3 登録申請

計量証明の事業の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した計量証明事業登録申請書とその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の区分
- (3) 事業所の所在地
- (4) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であって経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数
- (5) その事業に係る業務に従事するものであって次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号）及びその職務の内容
 - イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士
 - ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者（主任計量者）

「登録申請をする時に必要な提出書類等」

- ① 計量証明事業登録申請書（別紙様式参照）
- ② 法人にあっては登記簿謄本・個人にあっては住民票
- ③ 計量士登録証又は主任計量者試験合格証の写し
- ④ 案内図・平面図（別紙様式参照）

「案内図」は事業所付近の地図を略図で作成下さい。

「平面図」は計量器（はかり）の位置を略図で作成して下さい。

- ⑤ 使用計量器一覧表

登録申請書に記入することでも可。

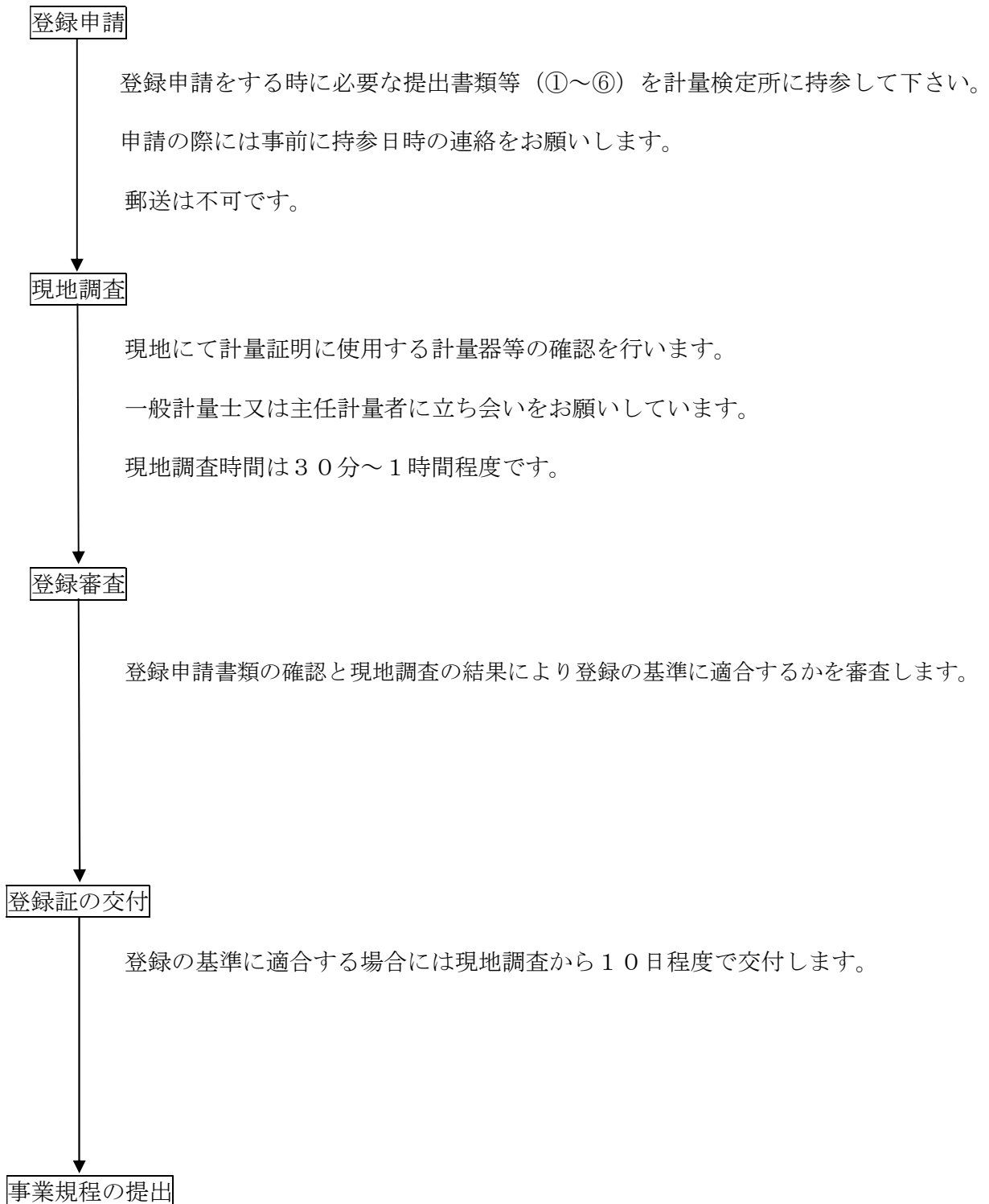
使用する計量器は、原則事業者が自ら所有し管理する必要があります。

計量証明に使用する計量器が、共用、借用契約等である場合には事前にご相談下さい。

- ⑥ 登録手数料（58,700円 令和 2年 4月 1日現在）

手数料は県証紙で納付をお願いします。

「登録に関する流れ」



事業規程の提出は事業開始前に提出をお願いします。

登録後、事業開始していない場合でも、登録証の受領から1ヶ月以内に提出してください。

4 登録の基準

都道府県知事は、法第107条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければなりません。

- (1) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 法第108条第5号で定める計量士または経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者（以下「主任計量者」という）が当該事業に係る計量管理を行う者であること。

ただし、申請の内容が登録の基準に適合する場合であっても、次に掲げる者に当該するときは登録を受けることができない。

- ① 計量法及び計量法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ② 事業の登録の取消の日から1年を経過しない者
- ③ 法人であって、その業務を行う役員のうち①又は②に該当する者があるもの

「計量管理」とは

計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講じることをいいます。

「主任計量者」とは

特定計量器の性能及び使用方法その他当該計量証明に使用する設備についての使用上の知識経験を有する者として経済産業大臣が定める基準に適合すると認められたものです。

主任計量者になるためには都道府県知事が行う主任計量者試験に合格する必要があります。

試験に合格した者には、主任計量者試験合格証が交付され、主任計量者として他県においても同様の資格を有することになります。

なお、主任計量者は、引き続き必要な知識を習得するため定期的に講習を受講するように努めて下さい。

経済産業省令で定める、事業の区分・特定計量器その他の器具、機械又は装置及び計量士等は次のとおり。(一般計量証明事業)

事業区分	特定計量器その他の器具、機械または装置	数	計量士等
長さ	直尺、巻尺又は才取尺	1	一般計量士 又は 主任計量者
質量	イ 非自動はかりのうち目量が10mg以上で目盛標識の数が100以上のもの又は手動天びん又は等比皿手動はかりで表記された感量が10mg以上のもの	1	
	ロ 表示質量が10mg以上の分銅	1	
面積	イ 皮革面積計 ロ 校正用面積板	1	
体積	直尺、巻尺又は才取尺	1	
熱量	イ ボンベ型熱量計	1	
	ロ 非自動はかり(ひょう量100g以上感量1mg以下)	1	
	ハ ベックマン温度計または電気式温度計	2	

「主任計量者になるためには」

「受験資格」

- 1 計量証明登録事業所において計量に携わる者及び携わろうとする者。
- 2 計量証明事業の登録を受けようとする事業所において計量に携わろうとする者。

「主任計量者」になろうとする者

講習会の受講

「講習内容」 1 一般計量証明事業の概要
2 特定計量器の基礎知識

「講習時間」 120分（参考）

講習会への参加は義務ではありません。

試 験

「出題数」 20問
「試験時間」 60分
「出題内容」 1 計量に関する基礎知識
2 質量の計量
3 計量関係法規

合 否 の 判 定

「合格基準」 20問で100点中70点以上

合 格 証 の 交 付

「主任計量者試験合格証」 後日交付される

主 任 計 量 者

「主任計量者の義務」 適正な計量の実施

5 登録証の交付及び再交付

都道府県知事は、計量証明事業の登録を受けようとする者から提出のあった申請事項について、法109条に適合し登録したときは、その申請者に登録証を交付します。

なお、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、計量証明事業登録証紛失届（別紙様式参照）と登録証再交付申請書（別紙様式参照）を添えて、都道府県知事に提出し、登録証の再交付を受けることができます。

（再交付手数料 2,100円 令和 2年 4月 1日現在）

6 事業登録の取消又は事業の停止

都道府県知事は、計量証明事業者が次の（1）～（5）に該当するときは、その登録を取り消し又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずる事ができます。

- （1） 申請書記載事項の変更の届出、計量証明検査の規定に違反したとき
- （2） 法第114条において準用する法92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき
- （3） 事業規程の変更命令又は適合命令に違反したとき
- （4） 事業規程を実施していないと認められたとき
- （5） （1）～（4）に規定する場合のほか計量証明の事業について不正な行為をしたとき
- （6） 不正な手段により登録を受けたとき

7 登録簿の謄本の交付又は閲覧

計量証明事業者は、登録された登録事項等についてその謄本の交付又は閲覧をすることができます。

謄本の交付閲覧を請求しようとする者は、登録簿謄本交付（閲覧）申請書（別紙様式参照）を香川県計量検定所長に提出しなければなりません。

（謄本交付手数料 900円 閲覧手数料 500円 令和 2年 4月 1日現在 ）

8 計量証明書の交付

計量証明事業者は、登録を受けた計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができます。

経済産業省令で定める事項は以下の通りです。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 計量の対象
- (7) 計量の方法（計量に使用した計量器）
- (8) 計量証明の結果
- (9) 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

経済産業省令で定める標章は次の通りです。



標章は計量証明書以外に付することはできません。

計量証明事業者でも計量証明書以外の計量伝票、名刺などには標章を付することはできません。

また紛らわしい標章も使用できませんのでご注意ください。

9 登録事業者の義務

計量証明事業者は登録を受けることにより、当該計量証明に係る計量管理を的確に行うことが必要となるほか、次に掲げる義務等が課せられることとなります。

(1) 事業規程の作成及び届出

計量証明事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業の実施方法を規定した事業規程を作成し、遅滞なく、香川県計量検定所長に届け出て、これを遵守しなければなりません。

事業規程には、次の経済産業省令で定める事項を記載する必要があります。

「事業規程に記載しなければならない事項」

- ① 計量証明の対象となる分野に関する事項
- ② 計量証明を実施する組織に関する事項
- ③ 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- ④ 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- ⑤ 計量証明に係る証明書（以下「計量証明書」という。）の発行に関する事項（計量証明書に法第110条の2第1項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。）
- ⑥ 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- ⑦ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項（該当時のみ事業規程へ記載が必要）
- ⑧ 1～7に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

事業規程の例についてはP20を参照。

「届出について」

事業規程届出書（別紙様式参照）に作成した事業規程を添えて提出して下さい。

事業規程の届出は、計量証明事業の業務開始前に行って下さい。
（業務開始が遅くなる場合でも、計量証明事業の登録後1ヶ月以内の届け出をお願いします。）

罰則：事業規程の未届出及び虚偽の届出をした場合には、20万円以下の罰金に処されます。

(2) 検査を受ける義務

計量証明事業者は、その事業の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間（例 非自動はかり、分銅及びおもり 2年）ごとに計量証明に使用する特定計量器であって政令に定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査（以下「計量証明検査」という。）を受ける必要があります。

ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りではありません。

① 検定を行った年月から政令で定めた期間を経過していないとき

検定証印又は基準適合証印であって、これらに表示された年月の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器については検査を受ける必要はありません。（例 非自動はかり、分銅及びおもり 1年）

② 計量証明事業者が適正計量管理事業所の指定を受けているとき

適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者は、その事業所において使用する特定計量器については計量証明検査を受ける必要はありません。

なお、適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者は、政令で定める期間に1回、計量士が指定に係る事業所で使用する特定計量器が、法第118条各号に適合するかどうかを検査しなければなりません。

③ 計量証明検査に代わる計量士による検査を行ったとき

計量証明事業者が、一定の期間内（県の計量証明検査実施月（11月）より前の1年以内）に計量証明に使用する特定計量器の種類に応じて、その区分に属する計量士による特定計量器の検査を受けることができます。

検査に合格した場合には、検査の合格証明書が交付されて特定計量器に検査の合格の表示及び検査をした年月が付されます。

その旨を香川県計量検定所長に届出た場合は検査を受ける必要はありません。

「都道府県知事が行う検査（県の計量証明検査）の申請について」

検査手数料の現金納付は不可です。県証紙にて納付下さい。

検査手数料以外に旅費負担金が発生します。

旅費負担金は規則で定められており計量証明検査後、納入通知書を送付します。

「都道府県知事が行う検査（県の計量証明検査）について」

検査を受検する事業者にて分銅の運搬が必要となります。

検査を受検する事業者にて基準分銅の上げ下ろし作業をする作業員や重機（運転手含む）の手配が必要となります。

「検査の合格条件」

- ・ 検定証印等が付されていること。
- ・ その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。(P 3 0 参照)
- ・ その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えていないこと。(P 3 1 ・ 3 2 参照)

「計量証明検査済証印」

計量証明検査に合格した特定計量器には、次に示す「計量証明検査済証印」が付されるとともに検査を行った年月が表示されます。

香川県の計量証明検査に合格した場合には、「計量証明検査済証印」が付されている「計量証明検査合格証」を貼り付けます。

また計量士による計量証明検査に合格した場合には、「計量証明検査済証印」が付されている「貼り付け印」を貼り付けます。

なお、県の計量証明検査を受けて不合格となった場合には、検定証印等を除去、又は消印が付されます。

この場合、当該計量器は計量証明及び取引証明に使用できないこととなります。



2020
11

計量証明検査済証印



消印



計量証明検査合格証



貼り付け印 (例)

罰則：計量証明検査を受検しなかった場合には、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金またはこれを併科されます。

(3) 登録申請書記載事項の変更の届出

計量証明事業者は、登録申請書に記載する事項に変更があった場合、遅滞なく登録申請書記載事項変更届により、その旨を香川県計量検定所長に届け出なければなりません。

この場合、変更事項が登録証の記載事項に該当する場合は、登録証を提出し登録証の訂正を受ける必要があります。

「届出について」

登録申請書記載事項変更届（別紙様式参照）に、変更事項に応じた書類に応じた書類等を添えて提出して下さい。

登録申請書記載事項の変更の届出は、変更後概ね1ヶ月以内に行ってください。

罰則：登録申請書記載事項変更届の未届出及び虚偽の届出をした場合には、20万円以下の過料に処されます。

(4) 事業規程の変更の届出

事業規程の記載内容（組織、計量士、主任計量者、設備の変更（追加、削減、入替等））を変更したときは、遅滞なく、その旨を香川県計量検定所長に届け出なければなりません。

「届出について」

事業規程変更届出書（別紙様式参照）に変更後の事業規程を添えて提出してください。

変更後の事業規程は、変更部分だけでなく、事業規程一式を添付して下さい。

(5) 一般計量士又は主任計量者の設置義務

計量証明事業の登録を受けた事業所には、一般計量士又は主任計量者を配置しなければなりません。

また、これを欠くに至ったときは、その間、計量証明書の発行はできません。

速やかに補充し、その者の氏名を届け出る必要があります。

「届出について」

届出提出の際には、登録記載事項変更届と併せて計量士の場合は計量士登録証の写し・主任計量者の場合は主任計量者試験合格証の写しの提出が必要です。

また事業規程の記載事項（組織、計量士、主任計量者）が変更となる場合には事業規程変更届書を提出して下さい。

罰則：配置の命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処されます。

(6) 事業の承継の届出

計量証明事業者がその登録に係る事業の全部を譲渡し又は相続若しくは合併によりその事業を譲り受けた者又は相続人若しくは合併による法人は、その計量証明事業の地位を承継することができますので承継するときには届出が必要となります。

「届出について」

登録申請書記載事項変更届に次に示す地位を承継した事実を証する書面を添えて提出してください。

また地位を承継した際に氏名又は名称及び住所が変更となった場合には、登録申請書記載事項変更届にその旨を追記し、登録証（返却後、訂正箇所を変更し交付 手数料 2,100 円）の返却もお願いします。

承 継 者	地位を承継した事実を証する書面
事業の全部を譲り受けた事によって計量証明事業の地位を承継した者	・事業譲渡証明書 ・登記簿謄本（法人）
地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定された者	・事業承継同意証明書 ・戸籍謄本
地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定された相続人以外の者	・相続証明書 ・戸籍謄本
分割により地位を承継した法人	・事業承継証明書 ・登記簿謄本（法人）
合併によって地位を承継した法人	・登記簿謄本（法人）

(7) 事業廃止の届出

計量証明事業者は、その登録に係る事業を廃止した場合は、遅滞なく事業廃止届（別紙様式参照）を香川県計量検定所長に届け出なければなりません。

「届出について」

事業廃止届に登録証を添えて提出してください。

罰則：廃止の未届出及び虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処されます。

(8) 登録証の返納

計量証明事業者は、事業の廃止、事業所を管轄外に移転したとき、登録の取消又は事業の停止をうけたときは、遅滞なくその登録証を当該都道府県知事に返納しなければなりません。

なお、事業停止命令により返納した登録証は、その停止期間の満了したときに返還する必要があります。

(9) 報告書の提出

計量証明事業者は、毎年4月中に前年度（4月～3月）の事業の状況（計量証明を行った件数等）について、計量証明事業者報告書（別紙様式参照）を当該都道府県知事に提出する必要があります。

また証明件数が0の場合でも、0件として報告しなければなりません。

10 登録申請書記載事項の変更及び事業の承継の届出に必要な提出書類

提出書類 変更事項	登録申請書記載事項変更届	住民票 戸籍簿 本簿	登記証	・案内図・平面図 事業所の所在地変更を確認できる書面	設備機器一覧表	主任計量者合格証写 計量士登録証・又は	事業譲渡証明書	事業承継同意証明書 事業譲渡証明書 相続証明書	※手数料 (円)
住所	○	○	○						2,100 (登録証変更交付費用)
氏名及び名称	○	○	○						2,100 (登録証変更交付費用)
代表者	○	○							無料
事業所の所在地	○		○	○					2,100 (登録証変更交付費用)
設備	○				○				無料
計量士(主任計量者)	○					○			無料
事業譲渡による氏名・名称	○	○	○				○		2,100 (登録証変更交付費用)
相続による氏名・名称	○	○	○					○	2,100 (登録証変更交付費用)
※手数料の額は、令和 2年 4月 1日現在です。									

登録申請書記載事項変更届提出の際に事業規程へ変更する記載事項(例 計量士、設備など)がある場合には事業規程変更届出書と変更した事業規程一式の提出が必要です。

「〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇事業所 質量の計量証明事業規程（例）」

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇事業所（以下「当事業所」という。）が、計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

（計量証明事業の対象となる分野）

第2条 計量証明事業の対象となる分野は、質量とする。

第2章 組織

（計量証明を実施する組織）

第3条 当事業所に計量証明責任者（以下「責任者」という。）及び計量管理者（以下「主任者」という。）を置く。

2 組織図

別紙のとおり

3 責任者は、〇〇〇〇株式会社代表取締役とする。

4 主任者は、主任計量者〇〇〇〇とする。

5 主任者を補佐するため、若干名の計量証明担当者（以下「担当者」という。）を置く。

（職務）

第4条 責任者は、計量証明の事業を統括する。

2 主任者は、当事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する計量器の保管、検査及び整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任と権限を有する。

3 担当者は、主任者の指導を受けて業務を実施する。

第3章 計量証明の基準となる計量の方法

（計量の方法）

第5条 計量証明の基準となる計量の方法は、当該事業の信頼性の確保に向けて主任者が認めた方法とし、その方法は細則で定める。

第4章 計量器の保管、検査及び整備

（計量器）

第6条 計量器は、次の基準に適合するものとする。

（1）計量器であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。

（2）（1）に掲げるもの以外の計量器については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量器の名称、性能、器物番号等及び数量は別紙のとおりとする。

3 別紙に掲げる計量器については、細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

（保管）

第7条 計量器は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他の影響が少ない場所に保管するものとする。

（検査及び整備）

第8条 計量器は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

第5章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第9条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、主任者及び事業所が押印する。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名（主任者氏名）
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量に使用した計量器（名称、ひょう量及び目量）
- (9) 計量の結果
- (10) その他必要な事項

2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場所は、計量証明書〇〇の位置とする。

※証明書に標章を付さない場合それに関する規程等

第6章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第10条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。

(計量証明書の保存)

第11条 計量証明書の発行にあたっては、写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする。

第7章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第12条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、虚偽の計量証明書と誤認されるような行為は一切行わない。

2 前項の目的を達成するため、当事業所は計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努める。

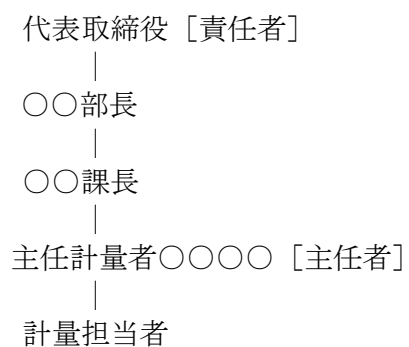
(その他)

第13条 その他計量証明の事業に関し、必要な事項は別途細則に定める。

附則

- 1 令和 年 月 日制定
- 2 令和 年 月 日改定

1 組織図



2 計量器の名称、性能及び数量

名 称	性 能	製造番号等	数 量
電気式はかり	ひょう量40 t 目量10kg	〇〇 1234	1

3 標章を付す場所

計量証明書の左上余白

※証明書に標章を付さない場合は省略

質量に係る計量証明事業規程細則（例）

（目的）

第1条 この細則は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇事業所 質量の計量証明事業規定第8条の規定に基づき、質量に係る計量証明事業を円滑に行うための実施方法を具体的に定め、計量証明事業者としての義務を遂行していくことを目的とする。

（はかりの検査及び整備）

第2条 計量証明に使用するはかりの検査及び整備の実施方法は次のとおりとする。

- （1）香川県又は他の検査機関等による法定検査は、日程を確認して必ず受検する。
- （2）責任者及び主任者は、検査結果の状態を把握して、整備・修理・新規入替等の検討を行う。
- （3）はかりの載せ台及び周辺の掃除は、毎日1回以上行き整理整頓を行う。
- （4）降雨等によりピットに水が溜まる構造の場合、担当者は排水ポンプを作動させピット内の排水を行い、ピットに水を溜めないようにする。
- （5）載せ台の外枠と載せ台の隙間に、土石や木切れ等が詰まっていないか1日1回以上点検する。
- （6）ピット内の計量物のくずやごみの除去及び清掃は、1年に1回以上行う。必要に応じてはかり業者に依頼する。
- （7）はかりの検査及び整備の状況を点検するための管理台帳を設置する。管理台帳には、名称・ひょう量・目量・使用範囲又は最小測定量・製造番号・製造事業者・製造又は設置年月日・検定年月を記載するとともに、計量証明検査年月日、検査成績及び点検整備項目等を記録して履歴を残す。

（計量の方法）

第3条 主任者が認めた方法として、計量証明に使用するはかりの計量方法を次のとおり定める。

- （1）「ゼロ点確認」については、始業前に必ず行うものとする。露天に載せ台を設置している場合は、雨によりゼロ点の変化を生じるので、その都度ゼロ点を調整して行う。
 - ア 電気式はかりは、使用前20分以上は通電し、電気回路を安定させた後、ゼロ点調整を行い使用する。
 - イ 目盛りさおを有する機械式はかりは、送りおもりのゼロ位置を確認した後、目盛りさおを上端から手放し、上端下端付近を振動するように調整する。
- （2）計量は「使用範囲の下限以上又は最小測定量以上」で使用する。
- （3）トラックは、載せ台の中央付近に停車させる。

(計量証明書の発行)

第4条 計量証明に使用した計量器として、計量証明書に、はかりの名称、ひょう量及び目量を記載する。

(社会的責任)

第5条

- (1) 計量証明事業者として、社会的責任を自覚し、正確な計量を行う。
- (2) 当事業所は、計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努めるものとし、主任者は定期的に講習会を受講する。
- (3) 主任者を欠くに至ったときは、速やかに補充する。その変更は「記載事項変更届」を県に提出することにより行う。
- (4) 主任者は、担当者に保管・検査及び整備、計量の方法について教育し、正確な計量の確保に努める。

(その他)

第6条

- (1) 登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、「記載事項変更届」を提出する。その様式及び添付書類は「計量証明事業の手引き」を参照する。
- (2) 事業規程に変更が請じた場合は「事業規程変更届」を提出する。様式は手引きを参照する。
- (3) 計量法施行規則第96条の規定により「計量証明事業者報告書」を毎年4月末日までに香川県計量検定所へ提出する。その場合、証明件数はゼロ件でも報告する。
なお、計量証明件数以外（一般取引）の計量件数は、報告件数に含まない。

制定年月日 令和 年 月 日
改定年月日 令和 年 月 日



「計 量 証 明 書」

発行番号第〇〇〇〇号
令和 年 月 日

1 計量の対象（銘柄）

非鉄金属（アルミニウム）

2 使用計量器

名 称 電気式はかり

ひょう量 40,000kg

目 量 10kg

3 計量結果

総 量 21,110kg

風袋量 11,230kg

正味量 9,880kg

4 交付先又は依頼者名

（株）香川〇〇製鉄 様

上記のとおり証明します。

高松市番町四丁目1番10号
（株）香川計量所
計量証明事業登録 第〇〇〇号

印

高松市郷東町587番地1
（株）香川計量所 郷東事業所
（087）881-2517
主任計量者 香川 太郎

印

第3章 質量計（はかり）の基礎知識

1 質量計（はかり）の種類

計量法では、質量計の種類を、非自動はかり、自動はかり、分銅及びおもりに大別しています。

一般的な非自動はかりは機械式（アナログ式）と電気式（デジタル式）に分類されます。

機械式はかり（台手動はかり・ばね式指示はかりなど）



台手動はかり



ばね式指示はかり

電気式はかり



2 質量計（はかり）の用語

非自動はかり……………計量結果を得るために計量過程で操作者の介在が必要となるはかり。

自動はかり……………計量結果を得るための計量過程で操作者を介在することなく、自動計量するはかり。
例 ホッパースケール、コンベヤスケール他

ひょう量……………はかりで計り得る最大の計量値。
例 測定範囲：10g～1500g
ひょう量：1500g

目 量……………はかりで認識できる最小の表示値。
例 ひょう量：1500g 目量：0.5g
表 示 値：1250.5g

計量値……………計量器の表示する物象の状態の量の値。

目盛標識……………計量値またはそれに関連する値を表示するための数字または点線その他の記号。

アナログ指示機構……………計量値を連続的に示す目盛標識の集合。

デジタル指示機構……………計量値を一定間隔で断続的に表示する目盛標識の集合（最下位の桁の値を連続的に表示する場合を含む）。

こうかん……………さお、目盛さお、及びてこ。

感 量……………微少の質量を負荷したときに、負荷した質量を感じる量。

零目盛……………質量を負荷していないときの釣合い点。

釣合が安定……………アナログ指示機構が静止点を中心として左右に同じ振幅だけ振動する状態。

表示固定機構……………表示値を固定する機構。

零トラッキング機構……………質量を負荷していないときの状態で、発生した計量信号の一定範囲の変化に対して零の表示を維持するための装置。

風袋引き機構……………正味量を計量するために風袋の質量を計量値から減じる機構。

分 銅……………はかりに釣合を得させるためのおもりで、実際の質量が表記してあるもの。

増おもり……………台はかり、はかり等の目盛さおや、さおの力点に懸垂して、はかりの釣合を得させるもので、実際の質量が表記された質量と等しくないもの。

器 差……………測定器が示す値から示すべき真の値を引いた値。

公 差……………法律で許容する器差範囲をいう。検定公差と使用公差がある。

検 定……………特定計量器について、その精度を公的に担保するため、法令の基準に従って検査し、それが基準に適合しているかを確認する行為。

使用中の検査……………特定計量器の場合は、定期検査、計量士の代検査、適正管理事業所の計量士による検査。

計量証明検査……………計量証明事業者は、計量証明の登録を受けた日から特定計量器ごとに定める期間ごとに、計量証明に使用する特定計量器であって政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査（計量証明検査）を受けなければならない。

3 質量計（はかり）の使用上の注意事項

(1) 設置場所の確認を行うこと

設置場所が水平か確認し、水準器等で確認しながら水平にする。

外乱（雨風やエアコンの風、振動、磁気等）の影響の少ない箇所を選んで設置する。

例 水準器



良好



要調整

(2) はかりの状態を確認すること

載せ台に異物が接触していないか確認し、外観への異常（へこみや傾きなど）有無を確認。

また電気式はかりは通電時間を十分に取った後に計量を開始する。

(3) 零点の確認を行うこと

はかりを使用する前には、必ずはかりの零点を確認してから使用する。

トラックスケールの零点調整は、午前、午後の使用前に行えばよいが、雨や雪が降った場合、載せ台の上の水量により20～30kg程度の変化が生じるので、その都度零点調整を行う必要がある。

零点の確認方法


- ・ 台はかりは、目盛さおの先端を「にらみ線」を中心に上下に振幅させ確認する。
- ・ 指示はかりは、指針が零目盛の中心を指しているか否かを目盛板の正面から確認する。
- ・ 電気式はかりは、零設定ボタンを押し、0表示を確認する。

(4) 使用範囲で使用する。

はかりには、使用できる範囲が定められおり、その範囲外で使用することは禁止されている。

最小測定量からひょう量までの質量が使用範囲として、目盛さお、目盛板又はプレート等（銘板）見やすい箇所に表記されている。

例 プレート（銘板）

電気式はかり 名称：○○○○ 型承：D○○○号 製造番号○○○○
精度等級3級 ひょう量 40,000kg 目量 10kg 最小測定量 200kg
製造年○○年 重力加速度：9.795～9.799m/s² 使用温度範囲：0～35℃
検定証印等 定格電圧 AC100V 製造事業者：(株)○○○○
 2020.4

はかりの使用範囲は 200kg～40000kg

(5) 品物（トラック等）は、載せ台の中央に載せること。

計量する品物は、はかりの載せ台の中央に載せる。

中央に載せて計らないと品物の荷重がはかりの支点に均等に分散されず誤差を生じる恐れがある。

(6) 品物（トラック等）の載せ降ろしは、静かに行うこと。

はかりに品物を載せ降ろしするときは、急激な力が加わらないようにする。

トラックスケールの場合、トラックの進入・退出時は、急発進、急ハンドル、急停止などの操作を行わないようにしてトラックの速度は10km/h以下とする。

(7) その他

電気式はかり使用時に落雷が発生しそうな場合には、電源をオフにしてコンセントを抜くかブレーカーを切る。

4 質量計（はかり）の保守・点検

はかりの保守・点検を行うことは、はかりの寿命、精度維持に必要であるのみならず、適正な計量証明事業の遂行に不可欠ですので日常の保守・点検をお願いします。

(1) 載せ台や内部へごみや泥などの異物が付着していないか確認

- ・台はかりは内部（歯受け部や機構部）に異物が付着していないか確認する。
- ・電気式はかりは載せ台や内部の載せ台支持部へ異物が付着していないか確認する。
- ・トラックスケールは載せ台へ雨水や泥、石などの異物がないか確認する。
- ・ピット内に雨水や泥等が溜まらないように定期的にピット内の排水と清掃を実施する。

(2) 載せ台が正しく載せられているか、また載せ台の接触がないか確認

- ・台はかりは載せ台が架台（フレーム）と接触していないか確認する。
- ・電気式はかりは載せ台支持部の緩み確認と載せ台が本体へ接触していないか確認する。
- ・トラックスケールはコンクリート側壁と載せ台との隙間に泥、小石が詰まっていないか確認する。
- ・トラックスケールの載せ台調整箇所は下記の図1を参照。
- ・規定値や詳細な構造については取扱説明書を確認し、不明点はメーカーへ確認する。

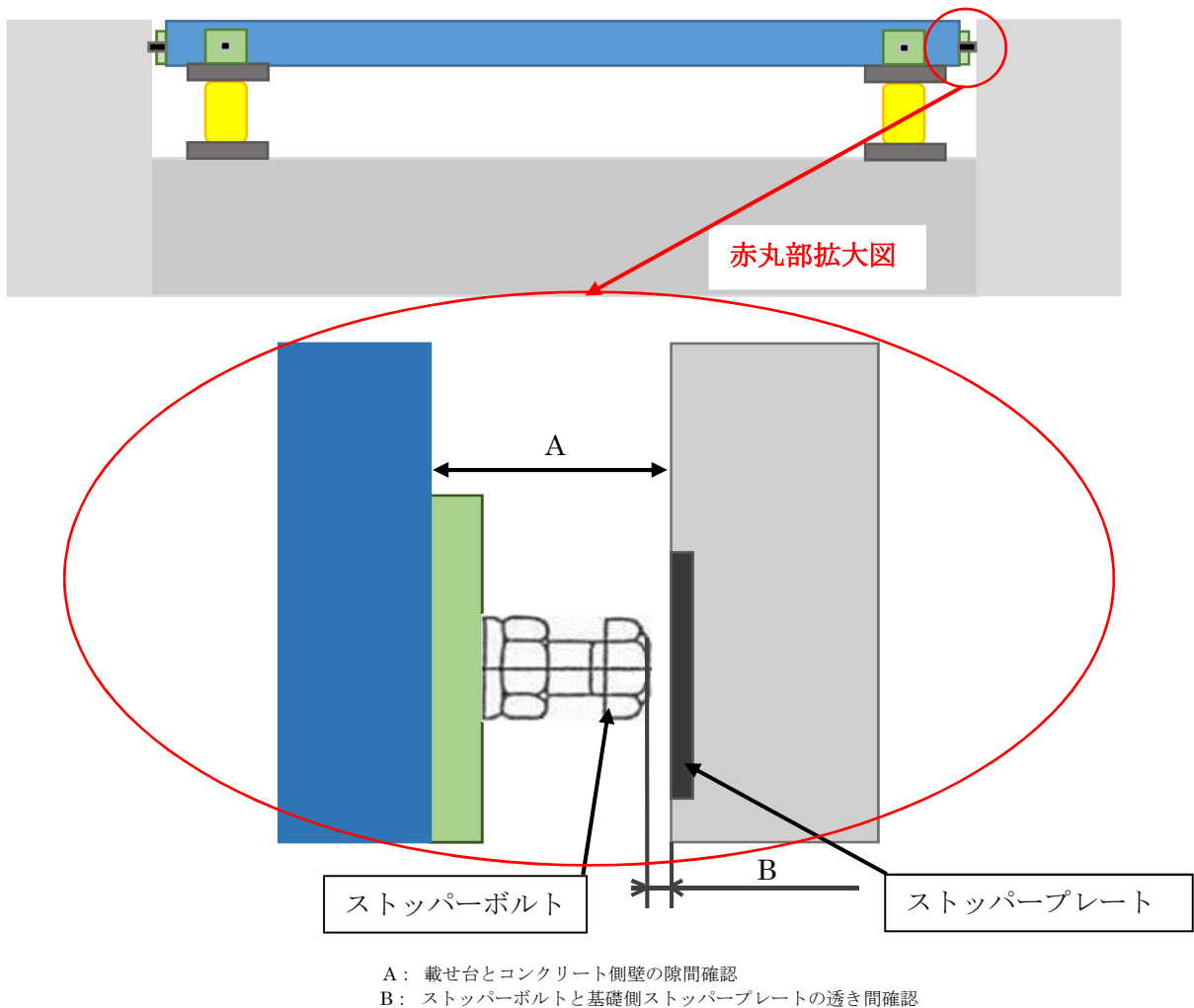


図1 トラックスケール断面図（例）

5 質量計の定期検査（計量証明検査）の要点

質量計の定期検査は、表記事項、器差及び個々に定める性能（感じ、繰り返し、偏置誤差）について検査を行います。

（1） 器差検査

非自動はかりの器差検査は、ひょう量、最小測定量、使用公差が変わる付近を含む3点以上の質量について、順次質量を負荷した後、順次質量を減じて質量を負荷しない状態にして行う。

非自動はかりの器差検査は、別紙（新旧はかりの検定公差一覧表）を参照。

（2） 感じの検査

非自動はかりは、微小の質量を負荷したときに質量を感じるものでなければならない。

非自動はかりの感じの検査は、別紙（新旧はかりの検定公差一覧表）を参照。

（3） 繰り返し検査

非自動はかりは、同一の質量を繰り返し計ったときに、各回計量値間の差が使用公差を超えてはならない。

非自動はかりの繰り返し検査は、別紙（新旧はかりの検定公差一覧表）を参照。

（4） 偏置誤差の検査

非自動はかりは、質量を偏置誤差の検査位置に負荷したとき使用公差を超えてはならない。

非自動はかりの偏置誤差の検査は、別紙（新旧はかりの検定公差一覧表）を参照。

6 分銅及びおもり

- (1) 分銅の表す質量は次のとおりとする。

10 mg 20 mg 50 mg 100 mg 200 mg 500 mg

1 g 2 g 5 g 10 g 20 g 50 g 100 g 200 g 500 g

1 kg 2 kg 5 kg 10 kg 20 kg

- (2) 「おもり」とは、定量増おもり及び定量おもりをいう。

一般に、台手動はかり又は皿手動はかりは「定量増おもり」又は「不定量増おもり」が、棒はかりには、「定量おもり」又は「不定量おもり」が使用される。

「定量増おもり」には、その質量と掛量との比の分数が表記される。

この分数は

$1/5$ $1/10$ $1/50$ $1/100$ $1/200$ $1/500$ のいずれかである。

「定量おもり」には、はかりのひょう量を表す数値で「〇〇kg用」と表記される。

「不定量増おもり」及び「不定量おもり」には、「不定量」の旨の表記がされる。

- (3) 検査の方法

分銅及びおもりの器差検査は、基準天びん又は質量比較器であって、検査をする分銅及びおもりの使用公差以下の質量を感じるもの又は基準はかり（基準天びんを除く）であって、検査する分銅及びおもりの使用公差の5分の1以下の質量を感じずるもの及び基準分銅を使用して行う。

7 使用公差

- (1) 非自動はかりの使用公差は、検定公差の2倍とする。
- (2) 分銅の使用公差は、表す量に応じ、それぞれ検定公差の1.5倍とする。
- (3) 定量おもりの使用公差は、その質量の1万分の15とする。
- (4) 定量増おもりの使用公差は、その質量に応じ、検定公差の1.5倍とする。
- (5) 非自動はかりの検定公差は、別紙（新旧はかりの検定公差一覧表）を参照。

新旧はかりの検定公差一覧表

新旧はかり (HMO-1~4級) 検定公差表

★使用公差は下記検定公差の2倍

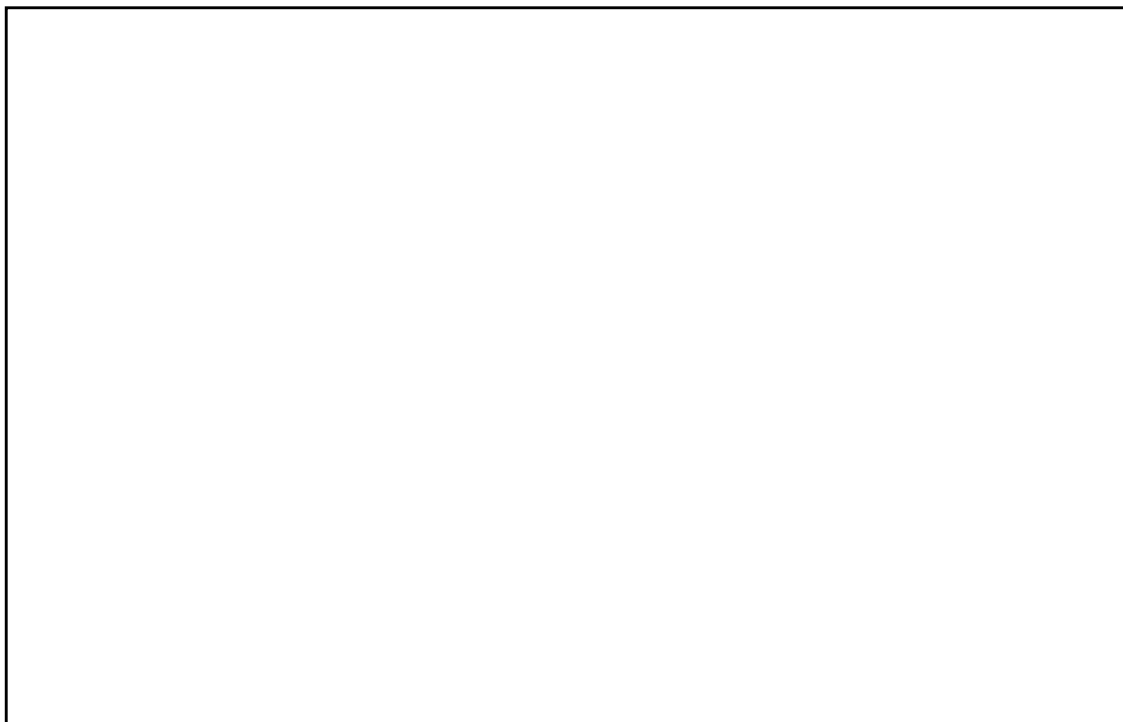
2019年4月1日

構造 主な表記事項	精度 等級	記号	目量等	目量の数	検定公差			使用範囲	温度 範囲	感じ検査	偏置誤差検査	繰返し検査
					0.5目量	1目量	1.5目量					
新法 旧 基準 (H5.11 施行) ↓ (H12.7 迄)	H級	H	0.01g ~0.05g	2,001~	1~2,000 (目量数)	2,001~ 10,000 (目量数)	10,001~ (注意) 公差は 0.01%	20目量 ~ 秤量	-5℃ ~ 35℃	下限・1/2・秤量(読 替秤量)の3ヶ所、分 銅を10mm上方から落 下、 デジタルー1.4(2.4) 目量分銅で1(2)目量 の変位 アナログー1(2)目量 分銅で0.7(1.4)目量 の変位 棒はかりー1(2)目量 分銅で3(6)度傾斜 ()内は使用中検査	1/4秤量の質量を4ヶ 所 (2ヶ所)は1/2秤量を 2ヶ所) に順次負荷、 中央値と任意値との 差が検定(使用)公差 内	1/4秤量の質量を3回 負荷、 (使用中-1/4秤量を3 回) 型承なしの機械はかり -1/4秤量を3回負荷 各回の計量値の差が 検定(使用)公差内
			0.1g~	10,001~								
	M級	M	0.01g ~0.05g	100 ~2,000	1~500	501~ 2,000	2,001 ~ 10,000					
			0.1g ~0.5g	100 ~10,000								
0級	O	1g~	100 ~1,000	1~50 目量	51~200 目量	201~ 1,000	10目量 ~ 秤量					
下限~秤量の公差変更付近を含む5ヶ所(使用中3ヶ所)以上、0~順次質量を負荷後、順次減じる。 目量数が6,000超えは使用場所で行う。(零区除く) 使用中器差検査の秤量読み替え: 1超10t未満-3/4秤量、10t以上-3/5秤量												
構造 主な表記事項	精度 等級	記号	目量等	目量の数	検定公差			最小測定量	温度 範囲	感じ検査	偏置誤差検査	繰返し検査
					0.5目量	1目量	1.5目量					
新法 新 基準 (H12.8 .9.施 行) ↓ (H17. 6迄)	一級	Ⓘ	0.01g~	50,000~	0~ 50,000	50,001~ 200,000	200,001 目量~	100目量~	5度 以上	任意の質量、デジタ ルー1.4(2.4)目量分 銅を1(2)目量 の変位 アナログー検定(使 用)公差分の分銅を負 荷、検定(使用)公差 の0.7(1.4)倍の変位 棒はかりー検定(使 用)公差分の分銅を負 荷、3(6)度傾斜 ()内は使用中検査	・4点支持以下 -1/3秤量の質量を各 位置(4ヶ所)に順次負 荷、 ・車両用はかり(車両 に積載された貨物の 質量を車両とともに 計量するはかりをい う。)一秤量の1/2の 質量を中央を含む3ヶ 所に順次負荷しさら に逆に負荷、 ◎各器差が検定(使 用)公差内	・検定-1/2秤量を各 3回(1級2級は6回)繰 返し負荷、 ・使用中-1/4秤量を 3回(1級2級は6回)繰 返し負荷、 (零点変化の場合は補 正をする) ◎各回の計量値の差 が検定(使用)公差内 検則読替有り (132/187/201/202)
	二級	Ⓙ	0.01g ~0.05g	100~ 100,000	0~5,000 目量	5,001~ 20,000 目量	20,001~ 100,000 目量	20目量~				
			0.1g~	5,000~ 100,000				50目量~				
	三級	Ⓚ	0.1g~2g	100~ 10,000	0~500 目量	501~ 2,000 目量	2,001~ 10,000 目量	20目量~	30度 以上			
5g~			500~ 10,000									
四級	Ⓛ	5g~	100~ 1,000	0~50	51~200	201~ 1,000	10目量~					
※検定公差は、補助・拡張表示目量を除く。 ※最小測定量・感じ検査の目量は、補助・拡張表示目量を含む。 最小測定量~秤量の公差変更付近を含む5ヶ所(使用中3ヶ所)以上、0~順次質量を負荷後、順次減じる。 1~3級はかりは使用場所で行う。(自己補正・目量数6,000以下は除く)												

案内図・平面図

案内図

事業所付近の地図を略図で作成して下さい。



平面図

事業所の計量証明を行う事務所及び計量器（はかり）の位置を略図で作成して下さい。

